

意見書案第4号

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年6月12日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 根 岸 裕美子

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書（案）

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできました。

日本はかつて、いわゆる武器輸出三原則とその後の政府方針により、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきました。

しかし近年、政府は防衛装備移転三原則及びその運用指針の度重なる見直しを行い、救難・輸送・警戒・監視・掃海に限定していた「五類型」の撤廃などを通じて、殺傷能力のある武器を含む防衛装備品の輸出を大きく拡大する方向へと舵を切っています。これにより、日本製の武器が海外の武力紛争で使用され、人命を奪う事態を招きかねない深刻な懸念が生じています。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相入れず、憲法第9条の趣旨にも著しく反するものであり、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものです。

よって取手市議会は、国に対し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として、国際社会に貢献するよう次の事項について強く求めます。

記

- 1 防衛装備移転三原則及びその運用指針により、殺傷能力のある武器の輸出を可能とする現行の制度を見直し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止すること。
- 2 かつての武器輸出三原則及び事実上の武器輸出禁止政策の理念に立ち返り、日本製武器が国際紛争や武力衝突を助長することのないよう、武器輸出を厳格に制限すること。
- 3 武器輸出拡大ではなく、紛争予防、平和構築、人道支援、気候危機対策など、非軍事の平和貢献にこそ資源を振り向けることにより、憲法第9条の理念に沿った国際貢献を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 経済産業大臣 防衛大臣